

国民年金付加年金保険料を納付して 受給年金額を増やしませんか

■国民年金付加年金保険で将来の受給年金額を増やせます

国民年金付加年金制度とは、国民年金第1号被保険者（国民年金に加入している人）および任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）が、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受け取る年金額を増やすことができます。

●定額保険料（令和6年度）

1万6980円/月

●付加保険料

4000円/月

■付加年金額について

付加年金額は、「2000円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料月額4000円を上乗せして納めた場合、40年間で総額19万2千円を余分に支払うこととなりますが、年金受給時に年額9万6千円が加算されますので、2年間で取り戻すことができます。

■付加保険料を納める際の注意事項

納めていただく際、次の点に注意し

てください。

①付加年金保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。

②付加年金保険料の納期限は翌月末日と定められています。

③納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

④付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。

⑤国民年金基金に加入している人は、付加年金保険料を納めることはできません。

⑥月末が土曜日、日曜日、休日の場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。

※詳細は、熊本年金事務所または、町住民生活課までお尋ねください。

【お問い合わせ先】

熊本東年金事務所

☎096・367・8144

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線104)

甲佐町情報公開条例の運用状況

甲佐町情報公開条例（平成13年甲佐町条例第20号）第26条の規定により、令和5年度の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表します。

区分 実施機関名	公文書の開示					審査請求				
	請求件数	処理状況				請求件数	処理状況			
		開示	部分開示	不開示	その他		開示	部分開示	不開示	その他
町長	24	18	0	0	6	0	0	0	0	
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	4	3	0	0	1	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	28	21	0	0	7	0	0	0	0	

【お問い合わせ先】

町総務課

☎096-234-1140（内線225）

国民健康保険被保険者証の更新はお済みですか

■国民健康保険被保険者証の更新はお早めに

甲佐町国民健康保険被保険者の令和5年度被保険者証（桃色）の有効期限は、令和6年7月31日（水）です。

国民健康保険に加入している人ですが令和6年度被保険者証（うぐいす色）がお手元がない人は、簡易書留と書かれている黄色い封筒が届いていないか確認のうえ、町住民生活課保険係へお尋ねください。

※窓口での被保険者証の受け取りを希望する人は、古い被保険者証（世帯に国民健康保険被保険者が複数いる場合は、全員の被保険者証）と、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものをお持ちください。

なお、国民健康保険税の納付が遅れている世帯で、別途通知のある人は、納付相談をしていただいた上での更新となります。

■医療費のお知らせについて

町から年数回配布している「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手

続きで医療費の明細書として使用することができます。令和6年度の「医療費のお知らせ」の送付は次のとおりです。

・令和6年1月～3月診療分
（令和6年8月送付）

・令和6年4月～6月診療分
（令和6年11月送付）

・令和6年7月～10月診療分
（令和7年2月送付）

・令和6年11月～12月診療分
（令和7年5月送付）

※11月～12月診療分は、令和7年5月に郵送でお送りします。令和7年2月からの確定申告には、当該月分の領収証が必要になりますので必ず保管をお願いします。

※「医療費のお知らせ」の再発行はできませんので、大切に保管してください。

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096・234・1113
（内線108）

医療費が高額になるときは「限度額適用認定証」のご利用を

●医療費が高額になるとき

国民健康保険には、医療機関などの窓口での支払いが高額となった場合、後から町へ申請することによって自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで医療機関などの窓口での支払いが限度額までになります。国保被保険者で「認定証」の交付を希望される人は、町住民生活課にお問い合わせください。

自己負担限度額は、住民税の課税状況や所得などによって異なります。世帯内の国保被保険者の資格異動（転入出、死亡、社会保険などへの加入・脱退）があった場合にも、自己負担限度額が変更になることがあります。また、国民健康保険税を滞納していると「認定証」を交付できない場合がありますのでご注意ください。

●マイナ保険証の利用で「認定証」の事前申請は不要となります

マイナ保険証を利用すれば、事前に「認定証」の交付を受けなくても、医療機関などでの支払いが限度額までになります。更新手続きも不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

●8月1日（木）から「認定証」申請を受け付けます

令和5年度「認定証」の有効期限は、7月31日（水）までです。令和6年度「認定証」の適用区分は、前年中の所得状況などによって改めて判定します。「認定証」が必要な人は8月1日（木）から申請を受け付けますので、町住民生活課窓口までお越しください。

【お問い合わせ先】

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線108）

詳細は町公式ウェブサイトをご覧ください▶



くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

夏のリコチャレ2024 理工系の仕事体験について

内閣府では、理工系分野に興味がある女子中高生、女子学生のみならず、将来の自分をしっかりイメージして進路選択することを応援するため、夏休み期間を利用して「夏のリコチャレ2024」理工系のお仕事体感しよう！〜を開催しています。「リコチャレ」では、全国各地およびオンラインで職場見学・仕事体験・女性研究者との交流会など、さまざまなイベントが行われます。※詳細は内閣府「理工チャレンジ（リコチャレ）」ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
（(社)甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

「こどもの人権相談」 強化週間について

熊本地方務局および熊本県人権擁護委員連合会では、子どもに関する相談を専門に受け付ける「こどもの人権相談」強化週間を実施します。

人権擁護委員と法務局の職員が、いじめや体罰、虐待などの子どもの人権問題の相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。

▼実施期間

8月21日（水）～27日（火）

▼日時

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後7時

・土曜日、日曜日

午前10時～午後5時

▼相談電話番号

こどもの人権110番

☎0120・007・110

アイヌの人々からのさまざまな ご相談をお受けします

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの人々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しています。日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。

▼電話相談受付日時

月曜日～金曜日

午前9時～午後5時

※祝日、12月29日～1月3日を除く

▼相談電話番号

☎0120・771・208

危険物取扱者試験の 実施について

一般財団法人消防試験研究センターでは、危険物取扱者試験を次のとおり実施します。受験会場や申請

方法、受験資格などの詳細は同センター熊本県支部までお尋ねください。

▼試験の種類

・甲種

・乙種（第1類～第6類）

・丙種

▼試験日時

11月3日（日）

▼受験地

熊本市、八代市、天草市、玉名市

▼申請受付期間

・書面申請

9月9日（月）～17日（火）

※9月17日の消印まで有効

・電子申請

9月9日（月）～17日（火）

▼申請・お問い合わせ先

（一財）消防試験研究センター熊

本県支部（熊本市中央区九品寺1

丁目11番4号・熊本県教育会館4

階）

☎096・364・5005

教育訓練給付金が支給されま

厚生労働省では、働く人たちの能力開発やキャリア形成を支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部を給付金として支給する教育訓練給付制度を導入しています。

対象訓練は、約1万6000の講座があり、オンラインで受講できる講座や、夜間・土日を受講できる講座など、働きながら受講することができます。

▼対象講座の例

介護福祉士、看護師、保育士、介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種、第二種、TOEIC、簿記検定など

※教育訓練は3種類に分かれており、給付金の上限額はそれぞれ異なります。

※詳細は厚生労働省ホームページの「教育訓練給付制度」をご覧ください。

▼申し込み先・お問い合わせ先

熊本県ハローワーク上益城出張所

☎096-282-0077



「不動産にまつわるなんでも相談会」を開催

不動産に関するお悩みに司法書士・土地家屋調査士が無料でお答えします。

相談会場へ行くことが困難な場合は、電話でも相談ができます。面談を希望される人は事前に予約をお願いします（予約締切は9月6日正午まで）。

盛土等の行為には許可・届出が必要となります

令和3年7月、静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことを受け、盛土規制法が制定されました。

許可・届出の手続きが必要となるのは、令和7年度からを予定しています。

●盛土規制法のポイント

- ①「宅地造成等工事規制区域」および「特定盛土等規制区域」の2種類の規制区域を指定します。
- ②規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可・届出が必要になります。
- ③許可を受けるためには法定の安全基準を満たす必要があります。
- ④規制区域内では、土地所有者等が常に安全な状態を維持する必要があります。

詳しくは、県ホームページをご覧ください▶

【お問い合わせ先】県建築課 ☎096-333-2542



▼開催日時

9月7日（土）午前10時～午後4時

▼開催場所

①熊本県民交流館パレア

②和水町中央公民館

▼相談電話番号（当日のみ）

☎096-364-0800

▼ご予約・お問い合わせ先

司法書士 松岡正吾

☎096-288-2151

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	6月	年累計
人身事故	1	2
物損事故	10	83
盗難など	0	3

6月30日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	0
原野	12	+2
その他	14	+2
合計件数	29	+4

7月15日現在

tax

町税などの滞納処分（6月分）

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	2件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	218,500円

お知らせ

空き巣、自動車・自転車の盗難に注意！

町内では、カギのかけ忘れによる盗難が多発しています。

お出かけの際の戸締り、自動車、自転車などのカギかけを徹底し、貴重品の置き忘れがないようご注意ください。日頃から防犯意識を高め、犯罪を未然に防止しましょう。

▼お問い合わせ先

町くらし安全推進室
☎096・234・1167

ミツバチに対する農薬危害防止について

ミツバチは、採蜜はもとより果樹類や園芸作物の花粉交配には不可欠です。これから普通期水稻は出穂・開花期を迎えます。この時期の農薬散布にあたっては、次の3点に留意し、ミツバチに被害が生じないように十分注意しましょう。

①農薬の容器ラベルの使用上の注意事項を確認し、ミツバチに影響のある薬剤を使用する場合は特に注意する。

②近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換する。

③防除時は、水田の周辺を十分確認し、ミツバチや巣箱に農薬がかからないよう注意する。

▼お問い合わせ先

県農業技術課

☎096・333・2381

道路に張り出している木の伐採のお願いについて

道路や歩道への枝の張り出しや倒木などにより、歩行者や自動車に損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。道路沿いで樹木を所有している人は点検を実施し、危険な場合は伐採するなどの措置を講じてください。

▼お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

募集

障がいのある人の職業訓練生を募集します

熊本県立高等技術専門学校では、障がいのある人を対象とした職業訓練の受講生を募集しています。詳しくは熊本県立高等技術専門学校にお問い合わせください。

▼募集期間

8月13日(火)～9月30日(月)

農地中間管理機構を介した農地の貸し借りをしませんか

■農地の貸借をお手伝いします

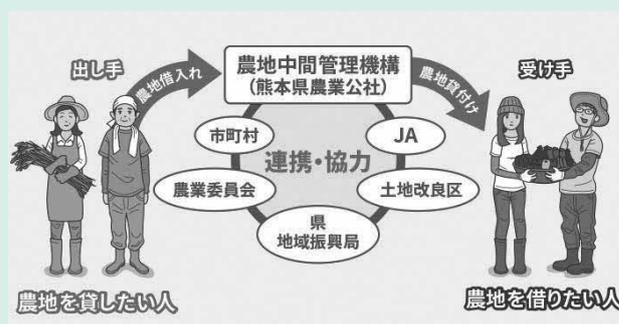
農地中間管理機構(熊本県農業公社)は、県知事の指定を受けて、農地を貸したい人(出し手)と農地を借りたい人(受け手)の間に入って、農地の貸借のお手伝いをしています。

●農地を貸したい人(出し手)

- ・借料は「農地バンクくまもと」が受け手から徴収し、支払います。
- ・借り入れの終了期間後は、農地を返却します。
- ※借り入れの延長も可能です。

●農地を借りたい人(受け手)

- ・出し手が複数でも賃貸料の支払いは「農地バンクくまもと」に一化できます。
- ・出し手が子どもの代に移っても、契約期間中は変わらず耕作できます。



【お問い合わせ先】

- ・甲佐町農業委員会(町農政課内)
☎096-234-1176(内線153)
- ・熊本県農業公社(農地バンクくまもと)
☎096-213-1237
- ・JAかみましき
☎096-234-1156

▼受講対象

身体（上肢・下肢・内部）、知的、精神、発達、難病、高次脳機能の障がいのある人

▼内容

基本的なパソコン操作から実践的なパソコン技能の習得および就職に有利なパソコン資格の取得など

▼訓練期間

令和6年11月1日（金）～令和7年1月31日（金）

▼経費

テキスト代7700円（税込み）程度
※受講料は無料

▼訓練場所

特定非営利活動法人アイ・ネット
ワークくまもと（熊本市中央区水前寺6丁目51-3）

▼申し込み・問い合わせ先

熊本県立高等技術専門学校
☎096-297-9915
・ハローワーク上益城
☎096-282-0077

くま食健康マイスター店を募集しています

県では、健康に配慮した食事を提供する「くま食健康マイスター店」を募集しています。マイスター店には、のぼり旗の交付、県HPなどでPRを行います。

▼募集対象

飲食店、弁当店など

▼実施内容

施設内禁煙、ヘルシーオーダーへの対応など

▼応募締切

11月22日（金）

▼お問い合わせ先

県健康づくり推進課

☎096-333-2252

くらし安全

SNSを利用した消費者トラブルに注意

SNSをきっかけに、著名人を名乗ったり、繋がりを示したりして投資を勧誘されたという消費者トラブルが増えています。投資目的で振込をしたものの、追加費用を払わないと出金できない、相手と連絡がとれなくなったといった被害が発生しています。ご注意ください。

消費者トラブルでお困りの際は、

甲佐町消費生活相談窓口または県消費生活センターまでご相談ください。

▼お問い合わせ先

甲佐町消費生活相談窓口
☎096-234-3223
・県消費生活センター
☎096-383-0999

司法書士による空き家・空き地相続 無料相談会を開催します

8月23日（金）、甲佐町生涯学習センター研修室にて、県司法書士会に所属する会員による「空き家・空き地相続 無料相談会」を開催します。

「相続の手続きが分からない」「相続人がどこにいるか分からない」「生前贈与をしたい」など、空き地・空き家の相続に関する悩みに司法書士がお答えします。

相談を希望する人は、事前予約が必要です。電話またはメールにて町地域振興課へお申し込みください。

また、同日に町職員による「空き家バンク登録相談会」も開催します。事前予約は不要ですので、申請に必要な書類をそろえてお越しください。

●開催日時 8月23日（金）午前10時～午後3時

※相談は1組30分となります。

●場所 甲佐町生涯学習センター研修室

【お問い合わせ・お申し込み先】

町地域振興課 ☎096-234-1154

Mail: chiki01@kosa.kumamoto.jp

\司法書士による/
**空き家・空き地相続
無料相談会**

**2024
8/23** 金
10:00~15:00（事前予約制）
甲佐町生涯学習センター研修室



相続の手続きが分からない...
相続人がどこにいるか分からない...
子どもたちに生前贈与をしたい。 など
空き家・空き地の相続
についてご相談ください。

空き家バンク
への登録相談も受け付けております。予約不要ですのでお気軽にお越しください。

【相談予約枠】	
※1組30分となります。	
10:00~10:30 (30分)	2枠
10:30~11:00 (30分)	2枠
11:00~11:30 (30分)	2枠
11:30~12:00 (30分)	2枠
13:00~13:30 (30分)	2枠
13:30~14:00 (30分)	2枠
14:00~14:30 (30分)	2枠
14:30~15:00 (30分)	2枠

【お申込み方法】 お電話またはメールで
☎096-234-1154 ✉chiki01@kosa.kumamoto.jp